

災害等の非常時は福生市防災プロペ (http://blogs.yahoo.co.jp/fussacityhall) から情報提供します。

保険料の軽減が変更になります

後期高齢者医療制度では、法律に基づき、所得が一定基準以下の方々に対して保険料の軽減を実施していますが、その中でも特に所得が低い方などを対象に、特例として更なる保険料の軽減を行い、その分を国の費用で補ってきました。しかし、今後医療費の増大が見込まれる中、皆さんが低負担で安心して医療にかかれる後期高齢者医療制度を維持するために、保険料の軽減特例の一部が見直されることになりました。

【具体例等】右表をご覧ください。
【問合せ】保険年金課後期高齢医療係 ☎ 551・1767

▼保険料の決め方

$$\text{〈東京都の保険料額 (年額)〉} = \text{〈均等割額〉} \times \text{被保険者 1 人あたり 42,400 円} + \text{〈所得割額〉} \times \text{東京都の所得割率 9.07\%}$$

限度額 57 万円

▼均等割額の軽減

同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」をもとに均等割額を軽減しています。

総所得金額等を合計した額	軽減割合
33 万円以下	9 割
33 万円 + (27 万円 × 被保険者数) 以下の場合	8.5 割
33 万円 + (49 万円 × 被保険者数) 以下の場合	5 割
33 万円 + (49 万円 × 被保険者数) 以下の場合	2 割

▼被扶養者軽減

後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで会社の健康保険など（国保・国保組合は除く）の被扶養者だった方は、均等割額が 9 割軽減とされ、所得割額は賦課されていませんでしたが、本来の法律では、加入から 2 年を経過する月までの間に限り、均等割額 5 割軽減と決められています。国の見直しにより、段階的に本来の法律に定められた軽減割合へ戻すこととされました。

※賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から、基礎控除額 33 万円を控除した額です（ただし雑損失の繰越控除額は控除しません）。

▼所得割額の軽減

被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」をもとに軽減割合を判定します。

賦課のもととなる所得金額	軽減割合	
	平成 28 年度	平成 29 年度
15 万円以下	100% ※①	70% ※①
20 万円以下	75% ※②	45% ※②
58 万円以下	50%	20%

※①②は東京都後期高齢者医療広域連合独自の軽減措置です。

軽減割合			
平成 28 年度	29 年度	30 年度	31 年度以降
均等割 9 割	均等割 7 割	均等割 5 割	加入から 2 年を経過する月まで均等割 5 割
(所得割賦課せず)	(所得割賦課せず)	(所得割の賦課未定)	(所得割の賦課未定)

※平成 29 年 3 月 31 日までに被扶養者軽減の対象者となった方の均等割額は、平成 29 年度は 7 割軽減、平成 30 年度は 5 割軽減となり、平成 31 年度以降は被扶養者軽減の対象となりません。低所得による均等割額の軽減に該当する場合は、軽減割合の高い方が優先されます。

年金日より 退職（失業）による特例 免除制度をご利用ください

国民年金の第一号被保険者

者は、保険料を月額 16,490 円（平成 29 年度）納付する必要があります。ただし、ご自身やご家族が退職（失業）したことにより、

保険料の納付が経済的に困難な場合は、退職（失業）による特例免除制度を利用していただくことがあります。通常の免除制度では、申請者本人・配偶者・世帯主の方がそれぞれ所得基準の範囲内である必要がありますが、特例免除制度では退職（失業）した方の所得を除外して審査を行います。申請する場合は、「雇用保険受給資格者証」や「雇用保険被保険者離職票」等の公的機関の証明書が必要になります。なお、特例免除制度の対象となる期間は失業した月の前月から、失業した月の翌年 6 月までです。詳細はお問い合わせください。

※平成 29 年度住民税の課税・非課税証明書の発行は、6 月 7 日（水）から開始となります。翌年 5 月分までの計 12 回です。

特別徴収は、6 月分より開始となり、翌年 5 月分までの計 12 回です。

特別徴収は、6 月分より開始となり、翌年 5 月分までの計 12 回です。

特別徴収は、6 月分より開始となり、翌年 5 月分までの計 12 回です。

特別徴収は、6 月分より開始となり、翌年 5 月分までの計 12 回です。

特別徴収は、6 月分より開始となり、翌年 5 月分までの計 12 回です。

特別徴収は、6 月分より開始となり、翌年 5 月分までの計 12 回です。

特別徴収は、6 月分より開始となり、翌年 5 月分までの計 12 回です。

特別徴収は、6 月分より開始となり、翌年 5 月分までの計 12 回です。

特別徴収は、6 月分より開始となり、翌年 5 月分までの計 12 回です。

特別徴収は、6 月分より開始となり、翌年 5 月分までの計 12 回です。

特別徴収は、6 月分より開始となり、翌年 5 月分までの計 12 回です。

特別徴収は、6 月分より開始となり、翌年 5 月分までの計 12 回です。

特別徴収は、6 月分より開始となり、翌年 5 月分までの計 12 回です。

特別徴収は、6 月分より開始となり、翌年 5 月分までの計 12 回です。

特別徴収は、6 月分より開始となり、翌年 5 月分までの計 12 回です。

特別徴収は、6 月分より開始となり、翌年 5 月分までの計 12 回です。

特別徴収は、6 月分より開始となり、翌年 5 月分までの計 12 回です。

特別徴収は、6 月分より開始となり、翌年 5 月分までの計 12 回です。

特別徴収は、6 月分より開始となり、翌年 5 月分までの計 12 回です。

特別徴収は、6 月分より開始となり、翌年 5 月分までの計 12 回です。

特別徴収は、6 月分より開始となり、翌年 5 月分までの計 12 回です。

特別徴収は、6 月分より開始となり、翌年 5 月分までの計 12 回です。

特別徴収は、6 月分より開始となり、翌年 5 月分までの計 12 回です。

特別徴収は、6 月分より開始となり、翌年 5 月分までの計 12 回です。

特別徴収は、6 月分より開始となり、翌年 5 月分までの計 12 回です。

特別徴収は、6 月分より開始となり、翌年 5 月分までの計 12 回です。

特別徴収は、6 月分より開始となり、翌年 5 月分までの計 12 回です。

特別徴収は、6 月分より開始となり、翌年 5 月分までの計 12 回です。

マイナンバーカードに関するお知らせ

◆マイナンバーカードの交付申請をされた方へ
現在、申請から 1 か月半程度で、交付準備ができた方には順次、市役所から交付通知書を郵送しています。交付通知書が届いている方は、記載の必要なものを持参のうえ、市役所 1 階 6・7 番総合窓口課にお越しください。表示されている期限を過ぎても受け取れます。もしカードが必要でない場合は、免許証等の本人確認書類を持参のうえ、取り消しの手続きにお越しください。

◆住民基本台帳カードをお持ちの方へ
有効期限まで利用できますが、住民基本台帳カード・電子証明書の期限が切れている方は更新できませんので、マイナンバーカードを申請してください。なお、マイナンバーカード交付時に住民基本台帳カードは回収します。

◆これからマイナンバーカードを申請される方へ
引っ越しや婚姻等により住所、氏が変わるとマイナンバーカード交付申請書は使用できなくなりますのでご注意ください。新しい申請書を市役所窓口で受け取り、交付申請をしてください。

◆マイナンバーカード・通知カードの住所変更手続きもお忘れなく！
引っ越しの際は、マイナンバーカード・通知カードに新住所を追記する必要があります。カードの住所変更手続きをまだ行っていない方は、変更手続きにお越しください。同一世帯の住所変更手続きをまとめて行うことも可能ですが、マイナンバーカードの住所変更については、暗証番号の入力が必要となりますので、世帯員に確認のうえ、窓口に来庁される方の本人確認書類を持ってください。
【問合せ】総合窓口課 ☎ 551・1595

東京都議会議員選挙（西多摩選挙区）の日程について

- ①投票・開票の日時及び場所
〈投票〉 7 月 2 日（日）午前 7 時～午後 8 時
〈開票〉 7 月 2 日（日）午後 9 時～
【場所】第七小学校体育館
- ②立候補予定者説明会の日時及び場所
【日時】 5 月 8 日（月）午後 2 時～
【場所】市役所第一棟 2 階第 1・第 2 会議室
- ③立候補届出受付の日時及び場所
【日時】 6 月 23 日（金）午前 8 時 30 分～
【場所】市役所第一棟 2 階第 1・第 2 会議室
- ④選挙会の日時および場所
【日時】 7 月 3 日（月）午後 1 時 30 分～
【場所】市役所第一棟 2 階第 2 会議室 ※詳細はお問い合わせください。
【問合せ】選挙管理委員会事務局 ☎ 551・1802

職相談 ハローワーク青梅・出張就

ハローワークで扱う求人
【問合せ】課税課資産税係 ☎ 551・1614

また、平成 29 年度税制改正では基準を一部見直したうえで、適用期限がさらに 2 年延長されます。平成 29 年 4 月から平成 31 年 3 月までに最初の新規検査を受けた一定の環境性能を有する軽四輪等について、取得した日の属する年度の翌年度分に限って税率を軽減する特例措置が適用されます。

【問合せ】課税課市民税係 ☎ 551・1610

固定資産税に関するお知らせ
■納税通知書を 5 月 1 日に発送しました
今年の 1 月 1 日現在、市内に土地や家屋、償却資産

納税は 納期内で 元気な福生